

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
1 家事充当金限度額の認定基準額について 相続税法施行規則附則（以下「附則」という。）第7項第1号の規定による個人立幼稚園又は個人立幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の事業経営者の家事のために充てるものの金額（以下「家事充当金」という。）の限度額の申請額に対し、附則第9項の規定により・・・・・・・・ (1) 認定基準額 家事充当金限度額の認定基準額は、その幼稚園等に入園している<u>幼児又は園児</u>の数（以下「幼児数」という。）の規模の区分及びその幼稚園等の所在地が「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）第11条の3（(地域手当)）第2項に規定する地域（以下「地域手当支給地域」という。）のいずれに該当するかなどの地域区分に応じ、次に定める金額とする。 イ 幼児数560人以下のものについては、別紙1に掲げる金額のうちその幼稚園等の該当するものの金額と、その幼稚園等について次に掲げる算式によって計算した金額とのうち、いずれか高い方の金額とする。 $A + B \times (\text{その幼稚園等の幼児数} - 240 \text{人})$ Aは、・・・・・・・・ Bは、・・・・・・・・ ロ 幼児数560人超のものについては、その幼稚園等について上記イに掲げる算式によって計算した金額とする。 (2) 認定基準の適用 上記(1)の認定基準額の適用に当たっては、次による。 イ 事業経営者が園長のほか、事務長などの職も兼ねているなど、一般の事業経営者の幼稚園等の事業に対する関与度を著しく超えているなど特別の事情があるものにつ	1 家事充当金限度額の認定基準額について 相続税法施行規則附則（以下「附則」という。）第7項第1号の規定による個人立幼稚園の事業経営者の家事のために充てるものの金額（以下「家事充当金」という。）の限度額の申請額に対し、附則第9項の規定により・・・・・・・・ (1) 認定基準額 家事充当金限度額の認定基準額は、その幼稚園に入園している<u>幼児数</u>（以下「幼児数」という。）の規模の区分及びその幼稚園の所在地が「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）第11条の3（(地域手当)）第2項に規定する地域（以下「地域手当支給地域」という。）のいずれに該当するかなどの地域区分に応じ、次に定める金額とする。 イ 幼児数560人以下のものについては、別紙1に掲げる金額のうちその幼稚園の該当するものの金額と、その幼稚園について次に掲げる算式によって計算した金額とのうち、いずれか高い方の金額とする。 $A + B \times (\text{その幼稚園の幼児数} - 240 \text{人})$ Aは、・・・・・・・・ Bは、・・・・・・・・ ロ 幼児数560人超のものについては、その幼稚園について上記イに掲げる算式によって計算した金額とする。 (2) 認定基準の適用 上記(1)の認定基準額の適用に当たっては、次による。 イ 事業経営者が園長のほか、事務長などの職も兼ねているなど、一般の事業経営者の幼稚園事業に対する関与度を著しく超えているなど特別の事情があるものについて

改 正 後	改 正 前
いては、・・・・・・・・ ロ 事業経営者の申請に係る家事充当金限度額が(1)による認定基準額（上記イの適用がある場合には、その適用後の金額）を超える場合であっても、当該幼稚園等における事業経営者の使用人・・・・・・・・ ハ ・・・・・・・・ 2 適正給与額の判定基準について 事業経営者の親族等（事業経営者の親族その他事業経営者と相続税法第64条第1項に規定する特別の関係がある者をいう。以下同じ。）が、当該事業経営者の経営する<u>幼稚園等</u>の事業に従事することに基づく給与の金額につき・・・・・・・・ (1) 判定基準額 イ 事業経営者の親族等が教諭である場合における適正給与額の判定基準額は、その教諭がその<u>幼稚園等</u>に在職している期間の区分及びその<u>幼稚園等</u>の所在地が地域手当支給地域のいずれに該当するかなどの地域区分に応ずる別紙3に掲げる金額とする。 なお、在職期間10年以上の者の給与額については、別紙3に掲げる判定基準及びその者のその<u>幼稚園等</u>における在職期間を基として判定する。 ロ ・・・・・・・・ (2) 判定基準の適用 上記(1)の判定基準額の適用に当たっては、次による。 イ 事業経営者の親族等が、例えば、教諭のほか事務員などの職も兼ねているなど、当該<u>幼稚園等</u>における教諭である使用人の労務の提供の程度を著しく超えているなどの特別の事情があるもの・・・・・・・・ ロ 事業経営者の親族等が教諭である場合の給与額が(1)による判定基準額（上記イの適用がある場合には、その適用後の金額）を超える場合であっても、当該<u>幼稚園等</u>における事業経営者の使用人のうち・・・・・・・・ ハ ・・・・・・・・	は、・・・・・・・・ ロ 事業経営者の申請に係る家事充当金限度額が(1)による認定基準額（上記イの適用がある場合には、その適用後の金額）を超える場合であっても、当該幼稚園における事業経営者の使用人・・・・・・・・ ハ ・・・・・・・・ 2 適正給与額の判定基準について 事業経営者の親族等（事業経営者の親族その他事業経営者と相続税法第64条第1項に規定する特別の関係がある者をいう。以下同じ。）が、当該事業経営者の経営する幼稚園事業に従事することに基づく給与の金額につき・・・・・・・・ (1) 判定基準額 イ 事業経営者の親族等が教諭である場合における適正給与額の判定基準額は、その教諭がその幼稚園に在職している期間の区分及びその幼稚園の所在地が地域手当支給地域のいずれに該当するかなどの地域区分に応ずる別紙3に掲げる金額とする。 なお、在職期間10年以上の者の給与額については、別紙3に掲げる判定基準及びその者のその幼稚園における在職期間を基として判定する。 ロ ・・・・・・・・ (2) 判定基準の適用 上記(1)の判定基準額の適用に当たっては、次による。 イ 事業経営者の親族等が、例えば、教諭のほか事務員などの職も兼ねているなど、当該幼稚園における教諭である使用人の労務の提供の程度を著しく超えているなどの特別の事情があるもの・・・・・・・・ ロ 事業経営者の親族等が教諭である場合の給与額が(1)による判定基準額（上記イの適用がある場合には、その適用後の金額）を超える場合であっても、当該幼稚園における事業経営者の使用人のうち・・・・・・・・ ハ ・・・・・・・・

改 正 後					改 正 前				
別 紙 1					別 紙 1				
家事充当金限度額の規模別基準額					家事充当金限度額の規模別基準額				
幼児数規模別区分 地域区分		280人以下	280人超 400人以下	400人超 560人以下	幼児数規模別区分 地域区分		280人以下	280人超 400人以下	400人超 560人以下
地域手当支給地域	地域手当 18% 支給地域	千円 8,540	千円 10,220	千円 12,780	地域手当支給地域	地域手当 18% 支給地域	千円 8,430	千円 10,100	千円 12,630
	地域手当 15% 支給地域	8,320	9,960	12,460		地域手当 15% 支給地域	8,220	9,840	12,310
	地域手当 13% 支給地域	8,180	9,790	12,240		地域手当 12% 支給地域	8,010	9,580	11,980
	地域手当 12% 支給地域	8,100	9,700	12,130		地域手当 10% 支給地域	7,860	9,410	11,770
	地域手当 11% 支給地域	8,030	9,620	12,020		地域手当 6% 支給地域	7,580	9,070	11,340
	地域手当 10% 支給地域	7,960	9,530	11,920		地域手当 3% 支給地域	7,360	8,810	11,020
	地域手当 8% 支給地域	7,820	9,360	11,700	その他地域 (地域手当の支給なし)		7,150	8,560	10,700
	地域手当 7% 支給地域	7,740	9,270	11,590					
	地域手当 6% 支給地域	7,670	9,180	11,480					
	地域手当 5% 支給地域	7,600	9,100	11,380					
	地域手当 4% 支給地域	7,530	9,010	11,270					
	地域手当 3% 支給地域	7,450	8,920	11,160					
	地域手当 2% 支給地域	7,380	8,840	11,050					
	地域手当 1% 支給地域	7,310	8,750	10,940					
その他地域 (地域手当の支給なし)		7,240	8,660	10,830					
(注) 1 「幼児数規模別区分」の各欄は、その幼稚園等に入園している幼児数に応ずる欄を使用する。 2 「地域区分」の欄における「地域手当支給地域」の各欄は、その幼稚園等の所在する人事院規則 9－49((地域手当))(平成27年 1 月30日付人事院規則 9－49－40)附則第 2 条((給与法第11条の 3 の規定による地域手当の支給割合))により定められた附則別表(附則第二条関係)の支給地域等ごとの支給割合に応ずる欄を使用し、「その他地域(地域手当の支給なし)」の欄は、地域手当支給地域に該当しない地域について使用する(別紙 2 及び別紙 3 において同じ。)					(注) 1 「幼児数規模別区分」の各欄は、その幼稚園に入園している幼児数に応ずる欄を使用する。 2 「地域区分」の欄における「地域手当支給地域」の各欄は、その幼稚園の所在する人事院規則 9－49((地域手当))第 3 条により定められた別表第一(第二条、第三条)の支給地域又は附則別表(附則第二条関係)の暫定指定地域ごとの級地に対応する一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の 3 第 2 項に規定する割合を使用し、「その他地域(地域手当の支給なし)」の欄は、地域手当支給地域に該当しない地域について使用する(別紙 2 及び別紙 3 において同じ。)				

改 正 後

別紙 2

家事充当金限度額の幼児又は園児一人当たりの基準単価

地域区分		幼児又は園児一人当たりの基準単価
地域手当支給地域	地域手当 18% 支給地域	17,920 円
	地域手当 15% 支給地域	17,470
	地域手当 13% 支給地域	17,170
	地域手当 12% 支給地域	17,010
	地域手当 11% 支給地域	16,860
	地域手当 10% 支給地域	16,710
	地域手当 8% 支給地域	16,410
	地域手当 7% 支給地域	16,250
	地域手当 6% 支給地域	16,100
	地域手当 5% 支給地域	15,950
	地域手当 4% 支給地域	15,800
	地域手当 3% 支給地域	15,650
	地域手当 2% 支給地域	15,490
	地域手当 1% 支給地域	15,340
その他地域 (地域手当の支給なし)		15,190

改 正 前

別紙 2

家事充当金限度額の幼児一人当たりの基準単価

地域区分		幼児一人当たりの基準単価
地域手当支給地域	地域手当 18% 支給地域	17,700 円
	地域手当 15% 支給地域	17,250
	地域手当 12% 支給地域	16,800
	地域手当 10% 支給地域	16,500
	地域手当 6% 支給地域	15,900
	地域手当 3% 支給地域	15,450
その他地域 (地域手当の支給なし)		15,000

改 正 後

別紙 3

事業経営者の親族等の適正給与額の判定基準額（教諭）

在職期間区分 地域区分		4 年未満	4 年以上 6 年未満	6 年以上 8 年未満	8 年以上 10 年未満
地域手当支給地域	地域手当 18% 支給地域	千円 4,310	千円 4,600	千円 4,970	千円 5,190
	地域手当 15% 支給地域	4,200	4,480	4,850	5,060
	地域手当 13% 支給地域	4,130	4,400	4,760	4,970
	地域手当 12% 支給地域	4,090	4,370	4,720	4,930
	地域手当 11% 支給地域	4,050	4,330	4,680	4,890
	地域手当 10% 支給地域	4,020	4,290	4,640	4,840
	地域手当 8 % 支給地域	3,940	4,210	4,550	4,750
	地域手当 7 % 支給地域	3,910	4,170	4,510	4,710
	地域手当 6 % 支給地域	3,870	4,130	4,470	4,670
	地域手当 5 % 支給地域	3,830	4,090	4,430	4,620
	地域手当 4 % 支給地域	3,800	4,050	4,390	4,580
	地域手当 3 % 支給地域	3,760	4,010	4,340	4,530
	地域手当 2 % 支給地域	3,720	3,980	4,300	4,490
	地域手当 1 % 支給地域	3,690	3,940	4,260	4,450
その他地域 (地域手当の支給なし)		3,650	3,900	4,220	4,400

(注) 「在職期間区分」の各欄は、事業経営者の親族等である教諭がその幼稚園等に在職している期間に応ずる欄を使用する。

改 正 前

別紙 3

事業経営者の親族等の適正給与額の判定基準額（教諭）

在職期間区分 地域区分		4 年未満	4 年以上 6 年未満	6 年以上 8 年未満	8 年以上 10 年未満
地域手当支給地域	地域手当 18% 支給地域	千円 4,250	千円 4,540	千円 4,910	千円 5,130
	地域手当 15% 支給地域	4,150	4,430	4,790	5,000
	地域手当 12% 支給地域	4,040	4,310	4,660	4,870
	地域手当 10% 支給地域	3,970	4,230	4,580	4,780
	地域手当 6 % 支給地域	3,820	4,080	4,410	4,610
	地域手当 3 % 支給地域	3,710	3,970	4,290	4,480
その他地域 (地域手当の支給なし)		3,610	3,850	4,160	4,350

(注) 「在職期間区分」の各欄は、事業経営者の親族等である教諭がその幼稚園に在職している期間に応ずる欄を使用する。